

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	1 - 6
法令名	消防法	根拠条項	13の3 - 4 - 1		
許認可等	甲種危険物取扱者試験の受験資格の認定				
<p>(根拠規定)</p> <p>次のいずれかに該当するものは、甲種危険物取扱者試験を受けることができる。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学若しくは高等専門学校において化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると県知事が認定した者</p> <p>(2) 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験を有する者</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>甲種危険物取扱者試験受験資格の認定基準は、次のとおりとする。</p> <p>甲種危険物取扱者試験の受験資格認定基準 (平成12年12月8日付県民環境部内規)</p> <p>(1) 法第13条の3第4項第1号及び規則第53条の2第1号の化学に関する学科又は課程は、次のとおりとする。</p> <p>ア、化学科 イ、応用化学科、反応化学科又は合成化学科 ウ、工業化学科又は化学工業科科 エ、化学工学科又は化学機械科 オ、電気化学科 カ、燃料化学科 キ、窯業工学科 ク、色染化学科 ケ、醗酵化学科 コ、繊維化学科 サ、農芸化学科又は林産化学科 シ、生物化学科 ス、高分子学科又は高分子化学科 セ、物質工学科又は物質化学工学科 ソ、資源化学科又は環境化学科 タ、薬学科、製剤学科、製薬学科、製薬化学科、厚生薬学科、衛生薬学科、 生物薬学科又は製造薬学科 チ、その他専門科目として大学、短期大学、高等専門学校又は規則第53条の2第1号に掲げる学校(告示第1号に掲げる学校を含む。)が設けた授業科目の必修科目(準必修を含む。)のうち、化学に関する授業科目が単位数において50%を超える学科又は課程</p> <p>【備考】</p> <p>1 学科の名称に代えて、「部門」又は「専攻」の名称を用いるものは、学科又は課程とみなす。</p> <p>2 単位数の計算については、大学設置基準、短期大学設置基準又は高等学校設置基準によるほか、これらの適用がないものについては、規則第53条の2第3号の計算方法によるものとする。</p> <p>3 化学の授業科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。(規則第53条の2第2号、第3号及び第5号において同じ。)</p> <p>(1) 無機化学 (2) 有機化学 (3) 応用化学 (4) 物理化学 (5) その他の化学に関する分野と認められるもの</p> <p>(2) 法第13条の3第4項第2項の実務経験については、危険物を取り扱った危険物の類別は問わないものとする。</p> <p>(3) 法第13条の3第4項第2項の実務経験の期間については、危険物を取り扱った期間が継続していないときは、危険物を実際に取り扱った期間を通算し、算定するものとする。</p> <p>(4) 規則第57条第1項の受験資格を有することを証明する書類は、次のとおりとする。</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

ア 法第13条の3第4項第1項に掲げる者にあつては、学校長の卒業証明書又は単位修得証明書

イ 法第13条の3第4項第2項に掲げる者にあつては、当該者が有する乙種危険物取扱者免状及び実務経験に関する事業主の証明書

告示とは化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者等が甲種危険物取扱者試験の受験資格を有する学校を定める件(平成6年消防庁告示第8号)の略